

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人市民税の賦課に関する事務(重点項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、個人市民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都府中市長

公表日

平成29年7月18日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	個人市民税の賦課に関する事務				
②事務の内容	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告書情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等の課税資料を基に、住民税額を計算し賦課及び通知を行う。 ・住民等からの申請に基づき、個人住民税システム(課税台帳)から所得証明書、課税(非課税)証明書を発行する。 <p>【賦課関連業務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民、国税庁、企業、年金保険者、他自治体から申告情報を取得する。 (窓口・郵送受付のほか、e-LTAXによる取得、国税連携システムからの受信等) ②取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化し納品する。 ③各種申告情報、②で作成した電子データを住民税システムに取り込む。 ④賦課決定に必要な情報(生活保護、障害手帳種別及び等級、社会保険料納付額等)を庁内連携システムより取得する。なお、庁内連携システムにより取得できない情報については、別途データで提供を受け個人住民税システムへ取込みを行う。 ⑤本市に住民登録がない者の情報を紙ベースにより取得する。 ⑥賦課情報を作成し、個人住民税システム(課税台帳)に登録する。 ⑦本市に課税権のない者の資料は、課税権の所在する自治体へ回送する。 ⑧システムベンダーから出力された納税通知書を納品する。 ⑨納税義務者、特別徴収義務者、年金保険者へ税額を通知する。 ⑩個人住民税システム(課税台帳)に登録された賦課情報を、中間サーバに登録する(提供)。 ⑪個人住民税システム(課税台帳)に登録された賦課情報を、庁内他課が権限の範囲内で取得可能なよう公開する。 ⑫個人住民税の減免申請を受付し、対象者に減免決定通知書を送付する。 ⑬個人住民税システム(課税台帳)に登録された賦課情報に基づき、申請に応じ所得証明書、課税(非課税)証明書を発行する。 				
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満				
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム					
システム1					
①システムの名称	個人住民税システム				
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> ①納税義務者の登録 賦課期日(1月1日)時点で住民登録のある者を納税義務者として一括登録するほか、賦課期日時点で住民登録はないが現実に本市管内に居住している者(みなし課税者)や家屋敷課税者を登録する。 ②課税資料の登録 提出された課税資料をシステムより直接入力するほか、外部委託業者にデータパンチ委託し、その成果物を取り込む。また、電子給与支払報告書や公的年金電子データを取り込むほか、国税連携(確定申告書)データを取り込む。 ③賦課の異動 課税情報(所得・控除等)の異動処理、特別徴収義務者の変更(退職・転勤)、期割の修正(一括徴収等)、徴収方法の変更(退職・就職・年金特徴等)を行う。 ④賦課情報の照会 課税台帳から、賦課期日住所、所得、控除、税額、期割、徴収方法等を照会する。また、事業所情報、世帯情報、扶養情報、課税資料等のそれぞれを照会する。 ⑤証明書の発行 課税台帳のある者、または課税台帳のある者の被扶養者に対して、所得証明書、課税(非課税)証明書を発行する。 ⑥納税通知書等の作成 特別徴収義務者に対し、当初税額通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)、当初税額通知データファイルを作成する。また、普通徴収(年金特徴を含む)納税義務者宛に納税通知書を作成する。 ⑦税額変更通知書等の作成 特別徴収義務者宛に税額変更通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)を作成する。また、普通徴収(年金特徴を含む)納税義務者宛に税額変更通知書を作成する。 ⑧各種帳票の作成 配当割・株式譲渡所得割還付通知書及び市税の払戻金請求書兼支払口座振替依頼書、戸籍謄本などの交付依頼、住民基本台帳未登録者の課税通知、住登外被扶養者所得照会、市税減免決定通知書、所得照会文書(回答)、所得証明書、課税(非課税)証明書、賦課額変更通知書、賦課額変更決議書等を作成する。 ⑨報告資料の作成 個人住民税システム内のデータを使用し、課税状況調や調定資料を作成する。 ⑩年金保険者インターフェイス 年金保険者との情報交換をするために、各種データを取り込み、年金保険者との情報交換をするために、各種データを作成する。 				

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（証明書自動交付機システム）
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する。 ②アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う。 ③個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する。 ④中間サーバー連携機能 情報連携に必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバー）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会管理機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システム（以下、「住基システム」という。）との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 システム上のセキュリティ機能を管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れの情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（）

システム7	
①システムの名称	証明書自動交付機システム
②システムの機能	市民カードを利用し、自動交付機で住民票、印鑑証明、各種税証明、戸籍謄本等を取得することができる。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（印鑑登録システム、戸籍システム）
システム8	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁からLGAWANを通じて各地方公共団体へ送信する。各地方公共団体では、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 ・確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 ・確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 ・団体間回送機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（媒体等での連携のため、他システムとの接続はしていない。）
システム9	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>【インターネットを通じた地方税の電子申告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告・申請・届出データの審査と管理 ・申告・申請・届出データの連携 ・給与支払報告書データ及び特別徴収税額通知データの連携 <p>【年金の特別徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収対象者データ及び公的年金等支払報告書データの連携 ・年金特別徴収税額データの連携
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（媒体等での連携のため、他システムとの接続はしていない。）
システム10	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	<p>住民税及び確定申告受付の期間(2/15～3/15)、個人住民税システムで取り込んだ給与支払報告や年金支払報告書、納付済みの社会保険料などを特定しながら住民税及び確定申告を受付し、一括で個人住民税システムへ申告データを移行する。また、住民税、確定申告ともにデザイン帳票として入力結果を出力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税申告受付機能 ・確定申告受付機能(A・B・分離)
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（庁内連携システムとの連携は中継サーバ経由で行う。）

システム11									
①システムの名称	課税原票管理システム								
②システムの機能	<p>①個人住民税システムとの連携検索機能 紙、電子、eLTAX、国税連携など様々な形式で提出される課税資料(住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書)の統合管理を行う。 また、個人住民税システムの賦課画面などの年度、個人番号が表示された状態で「原票」ボタンを押下した際自動的に該当住民の資料検索を行い、結果を表示することができる。</p> <p>②資料閲覧機能 4項目8種類の検索方法を選択することができる。(資料情報(年度・帳票種類)、住民情報(住民番号・生年月日・カナ氏名・世帯番号)、事業所情報(指定番号)、メモ・アノテーション検索(検索対象・検索文言))</p> <p>③編集機能 原票イメージに対してアノテーション(マーカー、ライン、四角、丸など)やスタンプを付与することができ、これを検索のキーとすることもできる。また、イメージに対してメモ情報を付与することができる。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
3. 特定個人情報ファイル名									
個人市民税賦課情報ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定								
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,47,49,50,51,53,54,55,58,59,60条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	府中市市民部市民税課								
②所属長	市民税課長 石橋 純一								
7. 他の評価実施機関									
なし									

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者とその被扶養者
その必要性	個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 申告情報の個人を正確に特定するため。 <p>【4情報及び連絡先等情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の賦課要件・世帯情報の確認のため。 ・納税通知書等の送付先、本人への連絡先等の把握のため。 <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報: 対象者の所得税に係る情報に基づき、個人市民税の賦課を行うため。 ・地方税関係情報: 算出した個人市民税額に基づき、納税通知書・税関係証明書の作成・印刷を行うため。 ・生活保護関係情報: 生活保護関連の給付情報に基づき、減免等の参考にするため。 ・年金関係情報: 対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人市民税の賦課及び年金特別徴収税額の計算をするため。 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 社会保険料控除額確認のため。 ・障害者福祉関係情報: 障害者控除確認のため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	市民部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (納税課、保険年金課、生活援護課、介護保険課等) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(管内税務署等)、検察庁、日本年金機構等) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (全国市区町村、都道府県税事務所等) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者等) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX、国税連携システム)	
③使用目的 ※	<p>・適性かつ公平な賦課の実現のため、課税資料の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。</p> <p>・納税者が申告書を提出する際、本人確認が省略できる等の納税者の利便性の向上を図るために利用する。</p>	
④使用の主体	使用部署	市民部市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・課税内容の照会 ・当初賦課処理 ・例月(随時)賦課処理 ・更正処理 ・証明書、納税通知書等の帳票発行 ・年金特別徴収処理
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムを介して本システムと内部識別番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・個人番号を使用して課税資料の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない (10) 件 <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない 	
委託事項1	税務システム運用保守業務(システムオペレーション)委託	
①委託内容	税務事務のシステム運用保守及びオペレーション	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	(株)ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2		税務システム運用保守業務(システムパッケージの提供)委託
①委託内容		パッケージシステムの運用保守、税制改正対応等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		課税資料データ作成他業務委託
①委託内容		給与支払報告書の開封・点検・仕分け作業、給与支払報告書の読合せ作業、給与支払報告書、年金支払報告書(紙)、KSK確定申告書のデータエントリー及び他市回送分確定申告書、市(都)民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書(紙)、その他資料のスキャナ取り込み作業、確定申告書打出し作業、確定申告書、市(都)民税申告書及び給与支払報告書、年金支払報告書(紙)、その他資料の製本作業の委託
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		競争入札による
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		市(都)民税申告書作成委託
①委託内容		個人住民税システムに登録された賦課期日時点の住民、住民登録外課税者及び家屋敷課税者のうち前年度市(都)民税申告書の提出があった者について、市(都)民税申告書に氏名・住所・生年月日・国民健康保険納付済額・前年度扶養等控除内容を印字し封入封緘する。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項5		普通徴収納税通知書作成委託
①委託内容		個人住民税システム(課税台帳)に登録された賦課データを納税通知書に印字し封入封緘する。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6		特別徴収税額通知書作成委託
①委託内容		個人住民税システム(課税台帳)に登録された賦課データを特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)及び特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)に印字し封入封緘する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約条項に基づく文書による許諾
	⑥再委託事項	上記①委託内容に伴う一部作業(特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)の折り作業、納入書の糊製本作業、手封入作業(3点名寄せ))
委託事項7		未申告申告書封入封緘作業委託
①委託内容		課税が見込める対象者を抽出し、市(都)民税申告書に氏名・住所・生年月日を印字し封入封緘する。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項8		課税原票管理システム運用保守業務(システムオペレーション)委託	
①委託内容		課税資料をイメージ(画像)管理し宛名と紐づけるシステムの運用保守及びオペレーション	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ジェイエスキューブ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項9		課税原票管理システム運用保守業務(システムパッケージの提供)委託	
①委託内容		課税資料をイメージ(画像)管理し宛名と紐づけるシステムパッケージの提供及びバージョンアップの供給等	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ジェイエスキューブ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項10		給与支払報告書(総括表)作成委託	
①委託内容		個人住民税システムに登録された事業者データ(会社名・住所・電話番号・指定番号)を給与支払報告書(総括表)に印字し封入封緘する。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (59) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (24) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を把握する。
③提供する情報	給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	当初課税時(5月)、例月時(月1回)、随時
提供先2	年金特別徴収義務者(年金支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1項
②提供先における用途	公的年金から特別徴収する税額決定情報を把握する。
③提供する情報	公的年金からの特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	公的年金から特別徴収となる公的年金所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	当初課税額を7月に通知、その後は年金特別徴収停止通知を月に1回

提供先3	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する。
③提供する情報	扶養控除関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除否認対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	10月(年1回)
提供先4	番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二に規定された事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
移転先1	番号法第9条第1項 別表第一に掲げる事務を処理する者(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項
②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一に掲げる事務(別紙2参照)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・入退室管理等のセキュリティ対策を行っているサーバ室に設置されたサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要である。
- ・紙媒体については、施錠可能なキャビネットに重要度分類表示をしたうえで保管する。また保存年限の経過したものや不要となった紙媒体はシュレッダーにより物理的裁断を施し復元不可能な状態とする。
- ・電子記録媒体については、入手後専用サーバに格納されるが、サーバに格納されない特定個人情報については、専用ID・パスワードによる認証が必要な共通キャビネットで保管する。電子記録媒体上での特定個人情報の保管は行わない。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1.自治体コード、2.賦課年度、3.宛名番号、4.徴収区分、5.履歴No、6.課税番号・指定番号、7.生年月日、8.性別、9.受給者番号、10.非課税区分、11.徴収開始・終了期(月)、12.更正開始期(月)、13.異動区分、14.異動事由、15.異動処理日、16.併徴該当区分、17.営業所得、18.農業所得、19.その他事業所得、20.不動産所得、21.利子所得、22.配当所得、23.私募証券外貨建以外、24.私募証券外貨建、25.信託配当所得、26.給与収入、27.専従給与収入、28.給与所得、29.年金収入、30.雑所得、31.(総合課税)短期譲渡所得、32.(総合課税)長期譲渡所得、33.一時所得、34.一時所得特別控除額、35.(総合課税)退職所得、36.特定支出控除、37.総合分所得合計、38.変動当年所得、39.変動前年所得、40.変動前々年所得、41.臨時所得、42.(分離課税)退職所得、43.肉用牛免税所得、44.肉用牛免税対象外売却額、45.土地等の事業雑所得、46.短期譲渡所得(一般)、47.短期譲渡所得(軽減)、48.短期特別控除額、49.長期譲渡所得(一般)、50.長期譲渡所得(特定)、51.長期譲渡所得(軽課)、52.分離譲渡特定損失、53.繰越損失居住用財産、54.長期譲渡所得・特別控除額、55.株式譲渡所得、56.上場株式等譲渡所得、57.上場株式等の配当所得、58.先物取引所得、59.山林所得、60.山林特別控除額、61.合計所得金額、62.繰越損失、63.純損失、64.繰越損失株式等譲渡、65.繰越株式等(配当分)、66.繰越損失先物取引、67.老年者、68.寡婦、69.寡婦特別、70.寡夫、71.勤労学生、72.控除対象配偶者、73.老人控除対象配偶者、74.同居老親等扶養親族数、75.老人扶養親族数、76.特定扶養親族数、77.一般扶養者数、78.年少扶養控除、79.同居特別障害者数、80.扶養特別障害者数、81.扶養親族中の普通障害者数、82.雑損控除、83.医療費控除、84.社会保険料控除、85.小規模企業共済掛金控除、86.住民税・寄附金控除、87.生命保険・個人年金支払額、88.生命保険・住民税控除額、89.地震保険支払額、90.地震保険・旧長期支払額、91.地震保険・住民税控除額、92.控除対象配偶者の控除額、93.配偶者所得、94.配偶者特別控除、95.特定扶養分控除額、96.同居老人扶養控除額、97.老人扶養控除額、98.一般扶養分控除額、99.同居特別障害者にかかる控除額、100.(扶養)特別障害者にかかる控除額、101.(扶養)普通障害者にかかる控除額、102.(本人)障害(特障)にかかる控除額、103.(本人)障害(普障)にかかる控除額、104.(本人)老年者にかかる控除額、105.(本人)寡婦にかかる控除額、106.(本人)寡婦特別にかかる控除額、107.(本人)寡夫にかかる控除額、108.(本人)勤労学生控除、109.基礎控除額、110.控除額合計、111.(税額控除)災害減免額、112.(税額控除)外国税額控除、113.政党寄附金控除、114.夫有区分、115.未成年、116.生活保護、117.租税条約、118.確定申告書区分、119.均等割区分、120.家屋敷区分、121.専従青白区分、122.専従配偶者、123.配偶者以外の事業専従者の人数、124.専従者控除額、125.配当割額控除、126.株式等譲渡所得割額控除、127.住宅借入金控除可能額、128.調整控除額(市)※平成19年度改正対応、129.調整控除額(県)※平成19年度改正対応、130.税額控除 配当控除(市)、131.税額控除 配当控除(県)、132.住宅借入金控除(市)、133.住宅借入金控除(県)、134.寄附金税額控除(市)、135.寄附金税額控除(県)、136.税額控除 外国税額控除(市)、137.税額控除 外国税額控除(県)、138.税額調整(市)、139.税額調整(県)、140.税源移譲に伴う減額措置(市)、141.税源移譲に伴う減額措置(県)、142.配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(市)、143.配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(県)、144.配当割・株式所得割控除不足額、145.所得割額(市)、146.均等割額(市)、147.所得割額(県)、148.均等割額(県)、149.年税額、150.還付額、151.充当額

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報入手の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ・個人市民税の申告受付の際は、申告者本人の住所、カナ氏名、生年月日が印字された申告書用紙を使用し、漢字氏名を記入することにより申請者が代理人であっても記入内容は申告者本人の情報であることを窓口で確認している。 ・他団体からの情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて府中市の課税対象者と合致するかを確認している。 ・電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手する。 ・eLTAXによる入手については、eLTAX利用を許可した職員以外は操作が行えないようになっている。 ・庁外の「提供」及び庁内の「移転」については、事前に照会元と協議を行い、対象者の情報のみを提供することに加え、税務システム上のチェックを行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・共通基盤からの各種照会情報の入手については、操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手を抑止するとともに、監査証跡に使用できる仕組みである。 <p>【必要な情報以外の情報入手の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいた書式とし、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・庁外の「提供」及び庁内の「移転」については、事前に照会元と協議を行い、必要な情報のみを提供することに加え、税務システム上のチェックを行い、必要な情報以外の情報の入手を防止している。 ・共通基盤からの各種照会情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェースに基づいて情報を取得する仕組みである。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を予め特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定して入手可能とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 ・共通基盤からの各種情報の入手については、入退室管理を実施しているデータセンター内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの提示(個人番号カードがない場合には通知カード)を受け、統合宛名管理システム、住基ネットを用いて個人番号の真正性確認を行っている。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤からの各種情報照会の入手については、データセンター内のサーバ間通信に限定することで、外部と直接接続できないようにしており、漏洩・紛失を防止している。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムの権限管理機能により、番号利用業務以外の部門や利用権限が付与されていない職員が個人番号を参照できないようにアクセス制御を行っている。 ・業務システムには、当該事務に関係ない情報を保有しない。 ・業務システムに対して不要なアクセスができないよう、管理権限機能によりアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを取り扱う職員個人にIDとパスワードが付与されており、職員に権限がなくなった都度、IDの削除、変更を行う。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。また、認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制御することで、不正利用が行えない対策を行っている。 ・システム管理機能により、登録・許可されていない端末からはシステムを利用できないよう制御している。 ・ユーザID・パスワードに有効期限を設定し、期限到来時に自動的に失効するようにしている。
その他の措置の内容	<p>【従事者(委託先)が事務外で使用するリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム操作履歴を記録するとともに、委託先に当該事項についての誓約書の提出を求める。 <p>【アクセス権限の発行・失効の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務主管課からの申請に基づき、情報セキュリティ管理者が業務上必要となる権限を確認の上、権限の付与を行い一括管理している。また、申請の際は、照会権限のみでよいか、更新権限も必要かを確認の上、権限を付与している。 ・失効についても上記と同様であるが、ID/パスワードには有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 <p>【アクセス権限の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDやアクセス権について、情報セキュリティ管理者が職員の異動退職情報を定期的にチェックし、業務上不要となったIDやアクセス権が残存しないようにしている。 <p>【特定個人情報の使用の記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正な操作がないことについて操作履歴により適時確認する。 ・ユーザIDとともに、システムへのアクセス記録と特定個人情報の使用(登録・更新・削除・参照・帳票出力)の記録をログとして保管している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【権限のない者が情報を入手するリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務上必要のない検索、抽出を行わない。 ・ディスプレイに情報を表示させたまま離席しない。 ・ディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。 <p>【従業者が事務外で利用するリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システムの操作履歴を記録することで、事務外の利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、不正な利用を抑止する。 ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を定期的実施する。 <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの抽出処理においては、個人番号は出力されないようにする。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・職員に対しては、データ保護・情報セキュリティに関する研修を実施する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限する。 ・情報漏えいを防止するための保管管理に責任を負うこととする。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの措置を講じる。 ・保管期間が過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 ・個人情報の取扱いについて、定期的にチェックを行い、報告する。 ・当市が視察、監査を行うことができる。 ・当市の許可のない再委託の禁止。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>○情報保護管理体制の不備に対するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の選定時に社会的信用と能力を確認する。 ・業者が選定基準を引き続き満たしていることを随時確認する。 <p>○権限のない者が特定個人情報ファイルを開覧(入手)・更新(改ざん)するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業者の名簿を提出させ、システム上ではIDによりアカウント管理を行い、記録を保存する。 ・閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行いシステム上で操作を制限する。 ・閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 <p>○特定個人情報ファイルが適切に取扱われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者からセキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、業務が適正に行われていることを確認して記録する。 ・委託先事業者向けのユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。 ・委託先事業者向けユーザIDを管理し、職員と同様にログの監視を行っている。 		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>・共通基盤を介して各種照会情報を入手することで、権限管理機能により、あらかじめ許可された移転先と、必要と認められた範囲の情報に限定して利用できる仕組みである。</p> <p>【庁外への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国と地方公共団体との税務行政運営上の協力について」に基づくとともに、番号法関係法令で定められた提供先・事項についてのみ行う。 <p>【庁内での移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法関連法令及び地方税法の守秘義務に照らし、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで許可したもののみ行うこととしている。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理する。 ・共通基盤を介した各種照会情報の入手については、操作ログを取得し追跡可能な形式で管理している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置】

- ・権限管理機能による許認可や操作ログの記録管理機能を実装した共通基盤を介してデータ連携することで、不適切な方法で個人情報がやりとりされることを防止する
- ・情報セキュリティ研修において、個人番号の違反行為における罰則等の説明をすることで、抑止する。

【誤った情報を提供・移転するリスクへの措置】

- ・正しい情報を提供するために、税務システム上でチェックを実施し、適正に情報の管理を行う。
- ・共通基盤を介して各種照会情報を入手することで、権限管理機能により、あらかじめ許可された移転先と、必要と認められた範囲の情報に限定して利用できる仕組みである。

【誤った相手に提供・移転するリスクへの措置】

- ・納税通知書、個人市民税申告書については、送付前に納税義務者・送付先の確認を徹底している。
- ・地方税法第294条第3項の他市町村あて通知については、送付先の市町村の確認を徹底している。
- ・庁内での移転については、協議先にしか情報を移転しない。
- ・共通基盤を介して各種照会情報を入手することで、権限管理機能により、あらかじめ許可された移転先と、必要と認められた範囲の情報に限定して利用できる仕組みである。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムの連携機能により、あらかじめ許可された職員と事務以外では情報を参照できないようにアクセス制御するとともに、番号法上認められた特定個人情報以外の項目を照会・提供できないように対応している。 ・ログ管理機能により不適切な操作や連携を抑止する仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 十分である</p> </div> </div>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 十分である</p> </div> </div>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 【1】不適切な方法で提供されるリスク**
 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。
 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
- 【2】誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク**
 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
- 【3】従業者が事務外で利用するリスク**
 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- 【4】情報提供ネットワークシステムとの接続に伴う情報漏えい等のリスク**
 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①物理的対策

- ・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、有人監視、入退館管理、電源設備の冗長化、室温管理、耐震対策、防火措置等を講じた専用の建物に設置し、施錠管理する。
 - ・サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。
 - ・サーバ室への出入口を限定し、ICカード認証と生体認証による入退室管理を行う。
 - ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。
 - ・監視設備として、監視カメラ等を設置する。
 - ・業務システムのサーバは、入退出管理(※)を行っているデータセンターのサーバ室に設置している。
- ※サーバ室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバ室へ入退室する者が権限を有することをICカード+生体認証で確認し管理している。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

②技術的対策

(1)不正プログラム対策

- ・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置する。
 - ・特定個人情報ファイルを管理するすべてのサーバには、ウイルス対策ソフトを導入し、最新版のパターンファイルが適用されるように管理する。
 - ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。
 - ・本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。
- また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。
- ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを設置している。
 - ・職員カードを用いた認証システムを導入している。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

(2)不正アクセス対策

- ・本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。
- ・特定個人情報ファイルを管理するサーバとの通信を暗号化する。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
 3) 十分に行っていない

具体的な方法

事務処理におけるデータの管理、運用に必要な知識や技術を習得する研修を行う。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。
- ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

規定に反して特定個人情報ファイルの提供、取得、収集、盗用等をした職員及び事業者に対しては、番号法第9章の各条項に定める措置を講ずる。

10. その他のリスク対策

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	府中市政策総務部広報課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-366-1711
②請求方法	条例に基づき、請求書に必要事項を記入し提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	府中市市民部市民税課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-355-4441
②対応方法	・問合せを受けた際は、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年9月7日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別紙1) 番号法第19条第7号 別表第二に定める事務

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。))
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。))、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
54	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員共済組合法又は地方公務員共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
71	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
74	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
115	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 特定個人情報の移転先(番号法第9条第1項 別表第一に定める事務)

項番	移転先	移転先における用途
8	福祉保健部障害者福祉課 子ども家庭部保育支援課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	福祉保健部健康推進課	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	福祉保健部障害者福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	福祉保健部生活支援課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	市民部納税課 保険年金課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	生活環境部住宅勤務課 福祉保健部高齢者支援課	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	市民部保険年金課	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	市民部保険年金課	国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	子ども家庭部子育て支援課	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	福祉保健部高齢者支援課	老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	子ども家庭部子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
44	子ども家庭部子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	子ども家庭部子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	福祉保健部障害者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	福祉保健部障害者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	福祉保健部健康推進課	母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	子ども家庭部子育て支援課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	市民部保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	福祉保健部地域福祉推進課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

68	福祉保健部介護保険課	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
76	福祉保健部健康推進課	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
83	市民部保険年金課	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
84	福祉保健部障害者福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
94	子ども家庭部保育支援課	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

